

建設工事監督技術基準

(目 的)

第1条 この監督技術基準（以下「基準」という。）は、千葉県請負工事監督検査事務処理要領第9条（監督業務の技術基準）の規定により、千葉県の所掌する建設工事請負契約（以下「契約」という。）に係る監督業務の技術基準を定め、かつ監督業務の適正を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1) 「監督」… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事の施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員」… 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、調整）を総称していう。
- ① 指 示 … 契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- ② 承 諾 … 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- ③ 協 議 … 書面による契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることという。
- ④ 通 知 … 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- ⑤ 受 理 … 契約図書に基づき、受注者の責任において監督職員に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。
- ⑥ 確 認 … 契約図書で示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- ⑦ 立 会 … 契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- ⑧ 検 査 … 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、受注者等の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格、数量を確認することをいう。なお、この場合、受注者が実施した測定結果のうち代表となる部分を抽出して行うことができるものとする。また、受注者に対する合否の判定は、監督職員が行うものとする。ただし、臨場検査をするものとしたもので、やむを得ず臨場検査ができない場合は、その旨を受注者に

通知し、監督職員の指示する必要な工事写真等の記録を整備提出させ、書面による検査を行うものとする。

- ⑨ 調整 … 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。

(別表) 第3条 (監督の実施)

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(4) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p>	<p>建設工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。</p> <p>契約書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 契約書第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者の承諾を受ける。</p>	<p>共仕 1-1-4</p> <p>契 第10条 共仕 1-1-6</p> <p>契 第19条</p> <p>契 第19条</p>
<p>2. 出来形及び品質に関する監督</p> <p>(1) 工事材料の検査等</p> <p>(2) 工事施工の立会い</p> <p>(3) 施工管理に係る段階確認</p> <p>(4) 改造請求及び破壊検査</p>	<p>契約図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は、監督職員の立会いのうえ調査し又は、割合について見本検査を受けるものと指定された材料の試験、検査の立会をいう。</p> <p>契約図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された段階において立会を行う。</p> <p>設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る土木工事施工管理基準及び特記仕様書等と工事目的物とを照合し確認を行う。</p> <p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。</p> <p>② 契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p>	<p>契 第14～15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会のうえ、設計図書に基づき検査し引渡しを行う。	契 第16条 共仕 1-1-16
3. 工程に関する監督 (1) 関連工事との調整	② 前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置を取る。	契 第16条 共仕 1-1-16
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて工事についての調整を行う。	契 第2条 共仕 1-1-11
4. 契約担当者への報告 (1) 工事の中止及び工期の検討及び報告	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第12条 共仕 1-1-24
(2) 一般的損害の調査及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し契約担当者へ報告する。	契 第21条 共仕 1-1-13
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。	契 第22条 共仕 1-1-15
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者に報告する。	契 第28条
(5) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。	契 第30条 共仕 1-1-38
(2) 一般的損害の調査及び報告	② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する	契 第30条
(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	工事の施行に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契 第29条 共仕 1-1-29
(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し、契約担当者へ報告する。	契 第35条 共仕 1-1-21

項 目	業 務 内 容	関連図書条項
(6) 部分払（出来形） 請求時の出来形の 審査及び報告	部分払（出来形）請求があった場合は、出来形調書を作成し、審査のうえ契約担当者へ報告する。	契 第38条 共仕 1-1-21
(7) 工事関係者に関する 措置請求	現場代理人がその職務の執行につき、著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。	契 第13条 共仕 1-1-25
(8) 契約解除に関する 必要書類の作成及び 措置請求又は報告	① 契約書第47条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。 ③ 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、出来形調書を作成し、契約担当者へ報告する ④ 「千葉県における倒産時対応マニュアル」を参考とする。	契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条
5. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。	共仕 1-1-17
(2) 臨機の措置	災害防止、その他の工事施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	契 第27条 共仕 1-1-41
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。	契 第29条
(4) 工事成績の評定	主任監督員及び監督員は、工事完成のとき工事成績評定等実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立 会	工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督職員等（総括監督員、主任監督員、監督員等）が立会う。	
(6) 総合評価方式におけ る履行確認	総合評価方式において、入札公告で評価内容を担保したものについて、履行状況の確認を行う。	

(注) 「契」は建設工事請負契約書、「共仕」は土木工事共通仕様書をいう。

附則 この基準は、平成14年4月1日から適用する。

附則 この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。